

第4回（仮称）帯広市手話に関する条例の制定に係る検討会 議事録

日時：平成27年10月22日（木）18：30～21：10

場所：帯広市グリーンプラザ 集会室A

出席委員（9名）

佐藤 英晶 会長 曾我 修己 副会長 松崎 拓郎 副会長 桑田 睦子 委員
池田 知子 委員 内山 信美 委員 佐野 つや子 委員 山田 敏彦 委員
松田 安巨 委員

帯広市事務局（7名）

中島 剛 保健福祉部長 野原 隆美 企画調整監 稲葉 利行 障害福祉課長
久保田 武 身体障害者福祉司 鳥本 貴敬 課長補佐 曾我 紀子 専任手話通訳者
畠山 初美 専任手話通訳者

傍聴者（1名）

報道関係者 1名

1 開会

2 議題

（1）検討会議事録の確認について

会 長：それでは、(1)の「検討会議事録の確認について」を議題とします。資料1の第3回検討会の議事録が事前に配付されていますが、何か修正等が必要なところはありますか。

<修正等がないことを確認>

（2）手話に関するアンケートの詳細結果について

会 長：次に、(2)の「手話に関するアンケートの詳細結果について」を議題とします。事務局から説明願います。

<事務局より、資料2-②のクロス集計を中心に資料に基づき説明した。また、自由記載にあった「なぜ手話だけを条例化するのか。他の言語はどうなのか。」という点について、各委員の意見を求めた。>

会 長：それでは、ただ今説明のあったアンケート調査の詳細結果について、何かご

意見、ご質問等はございますか。また、自由記載にあった 98 番の「なぜ手話だけを条例化するのか。他の言語はどうなのか。」という点について、ご意見があれば伺いたいと思います。

A 委員：アンケートをお願いした人たちに偏りはありませんでしたか。

事務局（稲葉課長）：回答のあった 905 件の内訳ですが、手話フェスティバル参加者が 205 件、大谷短大様の学生にお願いしたのが 270 件、帯広コア専門学校様が 73 件、民生委員さんが 218 件、その他コミセンなどの公共施設に配置したり、ホームページに掲載して協力を呼びかけた分が 139 件でありました。手話フェスティバル参加者や社会・介護福祉科のある学校の学生さんをお願いしたこともあり、手話に興味があったり、触れる機会がある人に多くお願いした形になっています。確かに、手話に興味のない人たちからいただいたアンケートの数は少ない状況にあります。

会 長：ほかになければ、自由記載の 98 番の「なぜ手話だけを条例化するのか。他の言語はどうなのか。」という点について、各委員さんからご意見を伺いたいと思います。

B 委員：先日、札幌に行ったときのことだが、ろうあ者の青年 2 人が手話で会話しているのを見て、良い雰囲気だなと思って見ていました。こういうものを大事にしていこうということは理解しています。ろうあ者が言語として使用している手話を誰も反対する人はいないと思う。手話は言語なのだから条例化しようという論法が多いが、私は飛躍しすぎだと思っている。前回の検討会の後、沖縄で言語集會が開かれている。そこでは、アイヌ語と沖縄の島言葉を言語として保存しようとしている。こういう動きと絡めて考えたときに、うまくやらないといろいろな問題が発生すると思う。ろうあ者が言語として使用する手話を一般市民が理解する趣旨とアイヌ語を使用する人たちから希望が出たら同じようにやっていけば良いのではないかと思います。

C 委員：しっかりまとまった考えではないが、手話が言語であるという考えがまとまってきている時に、なぜわざわざ自治体が条例化ということをしなければならないのかなというところが、ちょっとわからないところではある。条例化によるメリットに何を求めているのか、ちょっとわからない。ただ、ろうあ者の方が手話を使って、生活が非常に良くなることに対して、そうであればそれは世間が認めて、皆さんで理解していくのは良いことだと思う。あえて条例化するというこの意味合いがまだ理解できないでいる気はします。

D 委員：条例を作ってほしいと思った理由は、結局は昭和 8 年くらいからずっと 82 年間、国の政策によって手話での教育を拒否されてきた、口話教育が続けられてきたというところがあると思います。そのくらい手話というのは言語として認められてこなかった歴史があります。これまで帯広のろう者は、自分の仕事が終わった後に毎週毎週、手話サークルに通って手話を指導してきまし

た。ただそれが個人のろうあ者では限界があり、やはり手話を社会に広めるというのは厳しい現実があります。頑張って手話通訳者を育てても、この30年間で10人くらいであり、育てても転勤をしてしまった方もいて、個人の範囲でろうあ者が努力をして通訳者を増やす努力をして、手話の理解を広めるというのは大変なことだと思っています。今も一般社会の中では、手話が言語であるということはまだまだ知られていないと思います。聞こえないという障害が他の人からは分からないので、手話を使って話をしていたら物珍しく見られることはまだあります。子どもが3人いて、子どもは自然に親の手話を見て、聞こえる子どもが手話で話す。例えば列車の中で、子どもが手話を使うと、聞こえない親は、手話を使わないように子供にいます。周りから見られると恥ずかしいということで、子どもが自然に手話で話そうとしているのを拒んだ母親もいると聞いています。そのくらい一般社会に手話が広まっていないという現実があります。ろうあ者個人の力で手話を広めるのはやはり難しいです。

もし、条例ができれば、前回の会議でおっしゃってくださったと思います。が、条例の中に「ろうあ者も市民でしょ」という言葉を私はとてもうれしく思いました。帯広市民の中には、手話を言語として暮らしている人がいるということをもっと広めていただいて、それから始めて手話という言語が広がっていくんだと思います。条例が出来たらすぐに手話が広がるということではないと思いますが、市で条例という形で行っていただければ、少なくともこれから生まれてくるろうあ者の子どもたちの生活が豊かになっていく、そういうことにつながっていくと思うので、条例化を認めてほしいと思います。

A委員：条例化に反対するわけではないが、もし、条例化しないで手話を普及させるには、どんな方法があるのでしょうか。それと条例化をしたらどんな普及、啓発活動が具体的に出来るのでしょうか。

事務局（稲葉課長）：条例化するという事は、ものすごくインパクトが強いのだと思います。今、D委員がおっしゃったように、手話を言語とする人がいるんだということ、手話は言語なんだということを知っていただくことから始めないと、普及の速度は遅いと思う。条例化によって、まずインパクトを与え、その次に市民の理解の促進が図られていくと思っています。

条例化しなくても、従来の手話講習会だったり、登録手話通訳者を通院や会合などの機会に派遣することにより、ろう者の社会参加を促進する施策は実施されていくが、条例化することで、市として手話は言語であるとの認識に立って施策を推進していくことで、市民の理解が進む、そういうことを期待しております。先ほど沖縄の方のアイヌ語などのお話がありましたが、アイヌの方たちは普段アイヌ語を使わなくても日常生活を送ることができると思いますが、第1言語として手話を使っている人は、手話を使えないと社会

参加ができないですよ。そこに大きな違いがあると思います。

E委員：D委員がおっしゃったとおりに、ろうの方たちは一生懸命、私たち手話サークルに通って、会員を指導いただいております、今も続いています。その中で私たち聞こえる人たちが、ろうの人たちと手話を広める活動を続けているのですが、それだけでは限界があるということを感じています。「帯広市が手話を学ぶための講座を開催しているのを知っていますか」との問いに61.0%の方が「知らない」と答えており、これを見てびっくりしました。もう何年も講座を開催している経過があるのに、それさえも知られていないんだなと思いました。手話を言語とする人たちが市民の中にいるんだよということを広めるために、条例が力強く役に立つんだと思います。

F委員：手話を言語として条例化するというのが、手話だけではなく、他の日本語以外の言葉を持つアイヌの人や外国の人たちと比べてどうなのかというところで考えると、1番答え易いのは「手話は言語なんだ」という条例の主旨の裏を返すと、手話が言語として認められていないという現実があるのではないのでしょうか。外国語は言葉でないという人はいないと思います。アイヌ語も言葉でないとは誰もいわないと思います。でも、手話は言葉ではないと言ってる人が多いということだと思います。だから手話言語条例が必要なんだということが、多分大前提になるじゃないかなと私は理解しています。この検討会でも何度も手話は言語なんだということをいっているんですけど、言葉の通じない外国のひとも困っているじゃないかという意見が絶対出てくると思います。手話はジェスチャーじゃないのかと、これは言葉なのかというところが多分まだ多く残っている。だからこそ手話は言葉なんだ、言語なんだというところをきちんと位置づけないといけないというところがあると思います。

他の自治体では、コミュニケーション情報条例というものを作って、目の見えない人のための点字だったり、要約筆記だったり福祉的な部分もそうでしょうし、外国人が多く移住してきている地域であれば、そういった方々への配慮、いろんなことを含めて日本語でコミュニケーションが取りづらいという人たちをどうするかという別の条例を設けている自治体もあるわけですよ。

ここで議論をしているのは、うまく通じない人たちをどうするかということではなくて、まずは、手話が言語であるということ、つまりジェスチャーのような言葉ではないものではなくて、外国語や日本語と同じ言語であるというところに同じ認識にたってもらおうということが1番なのだと思います。

G委員：そのとおりだと思います。

F委員：通じない人たちがほかにもいるじゃないかという話しになりがちなんです、手話がほかの言語と同じレベルにまで市民に理解されていない、達していない

い、だから理解してもらおうというための条例というふうに理解してもらえるといいのかなと私は思います。

会 長：いかがでしょうか、何となく他の言語との整理はできましたでしょうか。

A委員：今人気の皇族のお2人、手話をお使いですね。おそらくいろいろな語学を学ばれておいでと思いますが、それと同じように手話を学ばれて、手話が第1言語だというふうに認めておられるから、ああいうふうにお使いになっているのかなと思いますね。

C委員：言語として認めるということは良いことだと思いますが、それを各自治体で作っていくということはどうか。国として手話は言語として認められているんですよ。自治体として条例を作るということは、細かな対策を作るための道標を作るのが条例なのかなという気がするんですが。そこら辺であまり具体策に入ってしまうのもよし悪しの部分があるんでしょうけども、そこら辺が少し悩むところです。何をもって条例化に向けて考えるべきなのか疑問に思うところなんですよね。

事務局（稲葉課長）：おっしゃる通り、各自治体がばらばらにやっていくよりも国の方で手話言語法を作った方がいいということもあります。全国の自治体の議会で法の制定を求める意見書が採択されているが、実際には国の動きはまだないと聞いております。国の法制定に向けた動きに加速をつけるためにも、各自治体で条例化を進めることに意義があると考えます。他の施策でも地方の動きが全国に広がり、国が制度化したという事例もあります。私どもが春に条例化の作業を始めた時点では手話条例を作った自治体数は18でしたが、現在、22まで増えております。国の動きも期待して自治体における取り組みも進めていきたいと思っております。

F委員：例えば、ご存じかもしれないが、民生委員制度なんかも実は地方で始まって全国に広がった制度なんですね。地方から始めていって全国に浸透する場合もあるし、逆に国が主導して全国に広げていくというパターンもあると思います。手話言語条例については、地方がどんどんやっていって、国のレベルになっていけばいいのかなというのが今の動きなのかなと思います。

A委員：いわゆるボトムアップ方式ですね。

F委員：そうです。わりと福祉はボトムアップが多いんですね。敬老の日なんかも地方から始まっています。今でいうホームヘルパーもそうです。条約を批准していますので、国が法律を作ってくれば1番いいと思いますが、そうもいかない現状を見ると地方から声をあげていくことが必要なのかなと思います。

会 長：ほかの委員さんいかがでしょうか。

C委員：今さらながら、こんな話をして申し訳なかったんですが、よく理解できました。

会 長：うまく整理していくことも大切だと思いますので、こういうボトムアップで

むしろ国に法制化を促すという意味も含めて条例化していくということで確認していきたいと思います。自由記載のあった98番に対する意見については、だいたい整理もつきましたし、次の議題に入りたいと思います。

(3) 条例に盛り込むべき事項及び内容について

会 長：次に、(3)の「条例に盛り込むべき事項及び内容について」を議題とします。本件については、前回の検討会で、松崎委員から「手話の表現が国際的に同じかどうか」について、資料を用意するよう求められておりましたので、まず、この点について資料4に基づき事務局から説明願います。

<事務局：曾我通訳者より、日本手話とアメリカ手話の「同じ表現・似ている表現の例」及び「違う表現の例」について、資料4に基づき手話を交えて説明>

会 長：ただ今の説明に対して、何かご意見等ありますか。

<意見等なし>

会 長：特になければ、次に、もう少しポイントを絞って検討したい項目がありますので、資料3について事務局から説明願います。

<事務局より、資料3に基づき検討項目1、2、5、7、8、9番について説明>

会 長：1番の「条例の名称」は最後にして、2番の「前文」について帯広らしさを表現するために、何か盛り込むことはありませんか。

A委員：帯広に聾学校があるが、道内には何校あるのか。

G委員：帯広以外に6つある。

A委員：帯広に聾学校があるということは、先進地なんではないか。

H委員：聾学校という名前も今はなくなってきていて、帯広は残っており、ろうの方には聾学校というのがものすごく馴染みがあって、聾学校という名前を消したくないという思いが多分強いと思います。

G委員：間違っていたら申し訳ないが、以前自分が子供の時に聞いた範疇では、初めは聾学校と盲学校と一緒に帯広で建てられて、その後、現在の西帯広に移転した際に分けて建てられたと聞いています。

会 長：帯広らしさというのは難しいですね。

事務局（稲葉課長）：事務局の方で検討してみます。

会 長：事務局で検討してもらおうということでよろしいですか。

<2番については、事務局検討とした。>

会 長：次に、5番の「基本理念」については、自治体レベルで「権利」というのが馴染まないということで、事務局において整理し直しましたが、これについて何かありますか。

F委員：整理し直した内容は、どこの自治体を参考としたのか。

事務局（稲葉課長）：鳥取県と神奈川県を参考にしましたが、「権利」という文言を使っているところもあります。ただ、権利を前面に出すよりも、お互いを尊重し合うことを基本とした方がよいと考えています。

H委員：微妙な部分だと思います。ただ、基本的には手話を含めて言語として認められるものは権利であって、その方がよいと考えますが、見直し案も表現としてはやわらかくて良いと思います。

B委員：見直し案でいいと思います。いろいろなノーマライゼーションの運動をやってみて、障害者の権利が表に出ない方がスムーズにいくと思うし、常に啓発運動が基本であると思います。

会 長：権利を基本としつつも表現としては柔らかい方がいいという意見が多いのかなと思います。

F委員：気になるところは、最後の「個性と人格」に踏み込んでいるところがちょっと気になります。「互いを尊重しあう」ぐらいの表現がいいのかなと思います。

A委員：聞こえないというのは個性でしょ。

F委員：そうだと思います。ただ、人格となるとパーソナリティまで踏み込んで難しい話になってしまう気がします。

事務局（野原調整監）：ねらいとするところは、意思疎通だと思っているので、そこを表現したいというのが1番です。権利とか人格とか「あれっ」というふうに思われたくないというのがありますので、そういう意味で整理したいと思います。

会 長：5番については、「個性と人格」という文言について、事務局で整理することによってよろしいでしょうか。

<5番については、事務局で整理することを確認した。>

会 長：次に、7番の「市民の役割」について、「市民は、・・・」と1本にくくるのか、それとも「市民・ろう者・手話通訳者」とそれぞれ役割を分けるのか、これについて何かご意見等ありますか。

H委員：ポイントがぼやけてしまわない方がいいと思います。あまり細かくななくてもいいのかなと思います。

B委員：簡潔な方がいいと思います。

会 長：1本にまとめるということで、よろしいでしょうか。

<7番について確認した。>

会 長：次に、8番の「事業所」という表現が分かりづらいとの前回の意見でしたが、これについて何かご意見等ありますか。

F委員：事務局の方で適切な表現を検討してもらってはどうか。

会 長：そうすることとしてよろしいですか。

<8番については、事務局検討とした。>

会 長：次に、9番の「施策の推進」について、事務局において整理して、非常にわかりやすくなったと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

G委員：この方が良いと思います。

会 長：では、このとおりとしてよろしいですね。

<9番については、事務局案のとおりとした。>

会 長：では、最後の1番の「条例の名称」について、オーソドックスにいくのか、何か柔らかいものを入れるのか、ご意見をいただきたいと思います。

G委員：少し前に、ろう者協会の手話条例推進委員が集まって手話条例について話をしていました。委員の皆さんの意見としては、「帯広市手話言語条例」の方が分かりやすく良いという意見が多数でした。

会 長：皆さん、「帯広市手話言語条例」でよろしいですか。

<1番については、「帯広市手話言語条例」とすることを確認した。>

会 長：(3)の条例に盛り込むべき事項及び内容について、その他、全体を通して、何かありますか。

<特になし>

会 長：以上で(3)を終わります。

(4) 条例の施行に伴い実施すべき施策について

会 長：次に、(4)の「条例の施行に伴い実施すべき施策について」を議題とします。

資料5及び6について、事務局から説明願います。

<事務局より、資料5及び6に基づき説明>

会 長：それでは、ホップ、ステップ、ジャンプということで、①手話の理解と普及を図る施策、②手話による円滑な意思疎通ができる環境づくりをするための施策、③手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加を図る施策について、こんな事業をしたらよいと考えるものについて、自由に意見を述べていただきたいと思います。

E委員：平成15年頃だと思いますが、市の職員対象の手話研修会を職員課の主催でやっていたと思います。ろうの方との接し方も含めて学んでいたのも、これを復活させたらいいと思います。

D委員：多分、新任者を対象とする研修だったと思います。

H委員：薬局とか病院を特化した内容の手話講座があるといいかなと思います。投薬時の注意事項とか、専門性のある手話講座があったらいいかなと思います。薬局の薬剤師や病院の看護師からの要望が結構あるんだと思います。ろうの方を対応した時に、困ることが結構あるようです。

A委員：ろうの方たちが、病院などで不便を感じたことがあるんでしょうね。

G委員：あります。通訳と一緒にいけば不便なく受診できるが、急病で、一人で病院に行ったときは、やはり十分な医療は受けられない。言われた内容がわからず、自分の病名もわからないということがあります。

A委員：ろう者の人だということが分かる表示というのはあるんですか。分かってもらった方がいいのか、分からない方がいいのかわかりませんが。

G委員：ろうあ者が自分に何か付けるのではなく、大体、重度医療の受給者証を受付けに出した時に、障害者ということは分かってもらえます。その時に話しかけられたら、耳を指さして聞こえないと合図したらわかります。

A委員：病院だけではなく、普段の生活の中でろうあ者だということが分かってもらえるような何かがあった方がいいのか悪いのか。

G委員：個人的には、聞こえないということがわかる目印はいらぬという人が多いんじゃないかと思えます。

F委員：専門的に手話の勉強が必要というところでは、医療、福祉関係者用のテキストというのはあるんですか。

H委員：帯広ではないが、札幌ではもうそういう講座をやっていると思うので、テキストもそちらからご協力いただくことは可能だと思います。

F委員：市販はされているんですか。

H委員：本が市販されています。

F委員：一般の手話の内容では対応できない場面があるんですか。

H委員：気を付けた方がいいという意味ではあると思います。薬の量的な部分とか、前の薬と変わった場合、説明の仕方とか、知っておいた方がスムーズかなと思います。よくあるのは、「水を沢山飲まなくてはいけない」という表現を手話ですると、「沢山飲んではいけない」という表現に誤解されるとか、そういう部分でやはり注意が必要ということを理解していただくためには、例をあげて説明が必要だと思います。錠剤の数とか、ミリ数とかはきちんとした学習があって、理解が進むのかなと思います。

C委員：すごく大切な伝えたいことは、筆談とかではされていないのですか。

H委員：筆談でやると間違って解釈されてしまうことがあります。手話でも書いても、「何何してはいけない」とか、「何何しなければならぬ」とか、健聴者は書いて理解できても、ろうの方が見てこちらの意図どおりに理解してくれているかどうかはちょっと違ってきます。例えば薬局では、紙で薬剤の情報を渡していますが、そこに書かれていることを正しく理解してくれているかどうかとなると間違っている場合があります。座席を予約する時に、「この座席しか空いていません」と言われた時に、それは「空いていない」と理解したとか、反対に伝わってしまうことがあります。一般の講座でも習う部分ではあるが、医療は大事な部分なので、そこだけ強調してやるのが大事だと思います。

F委員：二重否定の表現はうまく伝わらないということですね。

H委員：そうですね。漢字が難しいのでひらがなで書いてしまうと、かえってろうの方は漢字で覚えていて、形で覚えているのでわからないという場合もあります。そういうことが言われないと気付かないことがあります。

F委員：ろうの方に質問ですが、文字で表現されたり、手話で表現されたり、いくつかの表現方法の中で、やはり手話が一番理解しやすいということはあるのでしょうか。

G委員：そうですね。手話が一番わかります。先ほど筆談のお話がありましたが、筆談が終わったあと、ろうあ者はだいたい皆さんその場では「うん、うん」と言いながら筆談のメモをもらって帰ってきて、市役所のろうあ者相談員のところへその紙を持って来て「これってなんて書いてあるの」と聞いて、手話で表してもらって初めて意味がわかるという状況です。

F委員：生命とか医療とか大事な場面の講座はあった方がいいのかもしれないですね。筆談では難しいということがよくわかりました。

G委員：消防の救急車に来てもらった時に、救急隊の方に覚えていてほしい手話があります。

C委員：いろんな方がちゃんと手話ができ、いつでも対応できればいいんですけど、なかなか急にそこまでいけないと思うんですね。長い目で見てそういう環境づくりということを考えると、やはり小中学校とか教育の場での取

り組みがいいのかなと思うんですが、学校の中に特別支援学級とかが同居した方が、子どもも肌で感じれるし、触れ合える時間もあるので、ただ手話を習うだけではその時だけで終わってしまうので、実践できる場があれば身に付くと思います。そういう機会を作っていったらどうかと思います。

E委員：聾学校と第二中学校は毎年交流をしています。今はちょっとわかりませんが、松葉保育所もやっていたと聞いています。

C委員：聾学校というくくりの中で専門化するのがいいのか、一般の学校の中に特別支援学級を作って、広くどこにでもあるようにするのがいいのか、僕もちょっとわかりませんが、できれば広くどこにでも特別支援学級があると、健常者の理解も進むだろうし、ろう者の方も身近なところにあると通いやすいのかなと思うが、そういうことも将来的に考えてもいいのかなという気もしてはいる。

G委員：聞こえる学校にろうの子どもが1人だけ入ってしまっても、先生が専門的に手話でその子に教育ができるわけではないので、子どもが困ると思います。聞こえない子どもが聞こえる学校に入ると、逆に手話がない環境でその子が生きていく人生を歩むことになると思います。

C委員：聞こえなくて、危険なこともありますね。

F委員：学校の組織そのものも大幅に変えていけば、もうちょっと先の時代にできるようになるかもしれませんが、今の現状ではなかなか難しいですね。

会 長：手話よりも、ろう者についての理解というところでは、何かもっとやらなくてはならない部分はありませんか。

D委員：ろう者は生まれつき聞こえないので、声を認識できません。聞こえる子どもがお母さんに話しかけられて言葉を獲得するように、聞こえない子どもは手話で話しかけられることで手話を覚えます。聞こえないことで話すことができません。書けば分かるというふうに思われてしまい、ろうあ者も意味がわからないけど一生懸命書いてくれたので、我慢してその行為に答えて「うん、うん」とわかったふりをしますが、だけどやっぱりろうあ者相談員のところに来て「これは何」と聞きます。まず、書いても理解できないことがあるということを理解してほしいと思います。

A委員：絶対筆談で大丈夫だと思っていました。そういう理解は必要ですね。

会 長：大分時間も経過してきました。あとは直接事務局に意見を伝えてもらうことも可能かと思いますが、とりあえず、(4)についてはこの辺で終わりたいと思います。

(5) 今後の予定等について

会 長：次に、(5)の「今後の予定等について」を議題とします。事務局から説明願います。

事務局（稲葉課長）：(3)の条例に盛り込むべき事項 及び(4)の実施すべき施策について、いただいたご意見を後日、書面に整理し、正副会長にご確認いただいたうえで、各委員に検討結果として配付させていただきたいと思います。

また、今後、いただいたご意見等を基に、庁内検討を経て、市として条例素案を作成していくこととなります。

その後、この素案を11月に開催される厚生委員会や11月下旬開催予定の健康生活支援審議会障害者支援部会に報告したのち、12月から年明け1月にかけてパブリックコメントを実施するなど、条例の制定に向けて作業を進めていきます。

会 長：ただ今、事務局から、後日、正副会長において検討結果を確認し、書面により各委員に通知する旨説明がありましたが、それでよろしいでしょうか。

<了承を確認>

3 その他

<特になし>

4 会長退任挨拶

会 長：皆さん4回に亘りどうもご苦労様でした。私自身、学生時代に手話やろう者についていろいろ勉強してきたところではあるんですが、聾学校を初めて見学させていただいたり、知らなかったことがいっぱいあったんだなど、今回改めて思い知らされました。今日の検討会でも、そんなに筆談で通じないということが私にはすごく新鮮でした。わかりやすいことがたくさんあって、これがまた一般市民の方々にとってもっともっと知ってほしいことがあるんだなということが改めて分かったということが、今回の私自身の収穫でありました。これから学生を教育する中でいろんなことを伝えていけたらいいなと思います。各委員の皆様も地域の中で手話やろう者に関することを広げていってほしいなと思います。4回に亘り長時間ご検討いただきまして、本当にありがとうございました。つたない進行でしたが、これをもちまして退任させていただきます。どうもありがとうございました。

5 帯広市保健福祉部長挨拶

保健福祉部長：会長と同じ思いですが、長時間に亘りまして、また7月の上旬から6か月間に亘って、帯広で手話ということ、あるいは聴覚に障害を持っている人ということについて理解を広げ、ともに支え合って生きていく地域づくりをしようという試みに出席していただいている皆様方に実は交通費も出さないで、4回もお付き合いいただきまして心からお礼を申し上げます。とりわけ

佐藤会長には、以前から別のご縁があったものですから、社会福祉の専門家ということで、障害福祉課長と一緒に短大を訪ね、協力を要請しここまで検討会を率いてくれたことに深く深くお礼を申し上げます。今年の 2 月に曾我さんたちが帯広市役所にお見えになりまして、条例をつくってほしいんだという声を直接市長に、それから副市長におきまして検討するということをお約束して、ここまではお約束を守ってきたと思います。この後は皆様方から頂戴したご意見を踏まえて、市役所の中で条例化に向けて検討を進めて参ります。皆さんからいただいたご意見を大切に活かしながら、中身を詰めていきたいと思います。この 4 か月間は、実はこの話し合いの場というものが、聴覚に障害を持っている方と共に暮らしている方の相互理解が一番深まった場だと思っています。手話を帯広市全体に広げていく取り組みが求められているんだなと思っています。検討会としては終わりますが、これからも皆様方にはご協力をいただきたいと思っています。とりわけ地域からお越しいただいた皆様方につきましては、ノーマライゼーション推進協議会という人にやさしい地域づくりを実践されている皆様方ですので、市民に裾野を広く手話と聴覚障害について理解を図る取り組みをお願いしたいと思います。長時間に亘り皆様にご議論いただきましたことに深く深く感謝を申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

6 閉会